

港湾荷役業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労働 者規 模
1999	1	13 ～ 14	埠頭において舢艫に石材の荷を積み込み、引き船で岸壁に曳航しているときに、舢艫の船長が見当たらなかったため捜索をしたところ、溺死していた。	239	10	1～9
1999	1	13 ～ 14	貨物船からオレンジバケットを装着したクローラークレーンで鉄クズの荷揚げ作業中、突然ペンダントロープが切断してクレーンのブームが落下し、船上でクレーン運転手に合図をしていた者が落下したジブに直撃を受けた。	212	6	50～ 99
1999	4	5 ～ 6	11tトレーラーで荷を引き取りに行くため走行中、下りの左カーブで左側の土手に接触し、その反動で対向車線を越えてガードレールを突き破り、高さ10mの崖から墜落した。	221	17	50～ 99
1999	8	14 ～ 15	埠頭に接岸した船から木材を移動式クレーン(つり上げ荷重50トン)で降ろす作業において、木材24本を一本吊りで吊り上げようとしたときに、木材の一本が中抜けして、船倉内で作業していた者の背中に激突した。	611	4	300 ～ 499
1999	8	22 ～ 23	本船のハッチ内でコンテナ積み付け作業中、揚貨装置に吊り下げられていた20フィートコンテナの介添えロープを掴むため、ハッチ内を船首側に歩いて移動していたときに、コンテナを固定する金具(重量約5Kg)が当たり、落下してきて頭部に激突した。	379	4	50～ 99
1999	9	20 ～ 21	埠頭においてトラッククレーン(吊上げ荷重80t)を使用して鋼材船からH型钢(3.7t)を陸揚げ中、二段重ねに置いたH型钢がトラッククレーンでワイヤーロープを引きぬく際に落下したため、玉掛作業者が下敷になった。	212	5	10～ 29

1999	11	10	ふ頭に接岸中のコンテナ専用船のコンテナ荷役業務をガントリークレーン (つり上げ荷重45t)で行い、運転交代後に運転席からガーダ下を經由する 通路を移動中に26.5m下の岸壁上に墜落した。	211	1	300 ～ 499
1999	12	16	天井走行クレーンの運転ボックス(クラブトローリとともに移動する型式) 上部にある点検台にのぼって機械点検作業を行っているときに、約10m下 に墜落した。	211	1	1～9
1999	12	9	貨物船から積荷(製材)をフォークリフトで荷降しする作業で、枕木を敷設 していたところに積荷が落下してきた。	222	4	10～ 29
2000	4	8	コイルを陸揚げするときに使用するコイルリフターにクレーンのフックに 掛ける作業中に、高さ約3mの作業床より墜落した。	416	1	10～ 29
2000	1	16	35tトラッククレーンで船内から巻き取りロール紙5個吊をり上げたところ、起伏用ワイヤーロープが切れ、同時にジブが前に倒れたためデッキ上の合図マンがジブに挟まれた。	212	4	10～ 29
2000	1	2	本船に積むフラットコンテナをトレーラーからガントリークレーンで吊り上げたところ、フラットコンテナの四隅の取付部分のうち船首側の二箇所のみがロックされた状態で吊り上げられたため、フラットコンテナがトレーラーの前方に引きずられて落下し、トレーラーの運転席後部を直撃した。	611	4	100 ～ 299
2000	1	0	船へコンテナを積込むため、専用トレーラーで運んできたコンテナをガントリークレーンで吊り上げ、コンテナの下部コーナーキャスティング部(コンテナを吊上げるため金具を挿入する穴)にオートロックコーン(上下のコンテナを連結する金具)を入れようと立っていたときに動き出したトレーラーの側面に接触して転倒し後輪に腹部をひかれた。	221	7	30～ 49
2000	2	15	工場移転のため、河岸に舁を係留しこれを一時的な荷の保管場所として利用していたが、その舁内で作業指示を待っていた作業員が海中で死亡していた。	239	10	1～9

2000	11	9 ～ 10	船で運ばれてきた積荷の合板を荷揚げするため船倉内で玉掛けを行っていたところ、積み荷が崩れて頭部を強打した。	611	5	30～ 49
2000	6	9 ～ 10	貨物船にスチールコイルをクレーンで積み込む作業中、持ち場を離れ一人で岸壁に置かれていたスチールコイル(重量1.3t)を手で押して移動させようとしたときにコイルが倒れ、他のコイルとの間に腹部を挟まれた。	611	7	50～ 99
2000	8	23 ～ 24	石炭運搬船上から石炭の揚陸作業中、ハッチから船底に行くため昇降設備を降りていて、酸欠のため途中で意識を失って倒れた。	714	12	30～ 49
2001	1	11 ～ 12	運搬船のハッチから原木丸太の荷降ろし作業を行おうとしたところ、船の揚貨装置がグラブバケットのためハッチ壁際の原木に玉掛できないので、バケットと原木端部にワイヤーをかけてハッチ中央部に原木を引っ張り出そうとしたところ、原木に掛けたワイヤーが外れてハッチ奥の原木が転がってきて当たった。	372	5	1～9
2001	3	21 ～ 22	本船より岸壁にフォークリフトを用いて合板(1段76枚、重量約750kg)の荷揚げ作業で、荷を岸壁に一旦仮置をして仕分け番号をつけ、番号付けを行った(合板3段～4段積み)の山を5列まとめてフォークリフトで押していたときに、合板の山の間において挟まれた。	222	7	10～ 29
2001	3	10 ～ 11	岸壁に係留された船舶の船倉内へ60kg袋入の援助米1万tを揚荷装置で積み込み作業中に、船倉内の高さ3.6mに積上げた米袋の上から船倉床に墜落した。	611	1	1～9
2001	3	22 ～ 23	船舶(1,571t)を全天候バースに接岸させるため、船から延びたロープに係留柱(ビット)に繋ぐ作業中、船首が岸壁の縁よりも陸側に入ったことため船に引っ張られて跳ね上がったロープにはじかれ、岸壁に全身を強打した。	379	6	300 ～ 499
2001	5	15 ～	接岸された船舶からコンテナを荷揚げ作業中に、船倉内でコンテナ(4段積み)の頂上部から約2.8mのデッキへ上がろうとしたが無理なので再びコ	611	1	100 ～

		16	ンテナ上へ戻るとき、荷と船倉内壁の隙間(幅54cm)から約10m下の船倉へ墜落した。			299
2001	6	7 ~ 8	12tトラックの荷台にあった電線くず等の入ったフレキシブルコンテナ9個(1個約1.5t)を最大荷重3tのフォークリフトで降ろす作業で、1個目のフレキシブルコンテナに爪をかけて吊り、フォークをバックさせそのまま右旋回させたところ、フォークが右に横転したためフォークの運転者がヘッドガードと地面との間に頭部を挟まれた。	222	2	1~9
2001	7	9 ~ 10	港において、船からトラックで運ばれてきたコンテナの搬入チェックをしていて次のコンテナチェックのため移動中に、タイヤ付橋型クレーン(吊り上げ荷重50t)にひかれた。	211	7	30~ 49
2001	7	9 ~ 10	船内において、コンテナを荷揚げするための玉掛けを行い、隣のコンテナに避難して吊り上げを見ていたところ、揚貨装置で吊り上げられたコンテナが横にふれてコンテナと移動してきたコンテナとの間に挟まれた。	215	6	100 ~ 299
2001	8	19 ~ 20	船に積み込まれたタンクローリーをワイヤーで固定しているときに、揚貨装置でパワーショベルを吊り上げて船が大きく傾き固定済みクレーン車のワイヤークリップがはずれ、クレーン車が固定済みタンクローリー車に衝突したため、その衝撃で動いたタンクローリー車と本船手すりとの間に挟まれた。	239	7	10~ 29
2001	8	19 ~ 20	停泊中の船に揚貨装置でドラグ・ショベル(9, 4t)を積み込もうとしたときに、船が重機の重さで約6度傾き既に積み込んでいた移動式クレーンが移動したため岸壁側に積み込んでいたタンクローリーに接触し、タンクローリーも移動してタンクローリーと船の壁との間に挟まれた。	611	6	30~ 49
2001	9	9 ~ 10	本災害は、飼料製造施設の原料(油粕)貯蔵用サイロ(高さ36m、径8m)において、サイロ内に入って固まった原料(ハッチより21m下)を鍬を使用して階段状にして取り崩しながら原料が流れ落ちている穴に原料を投入していたところ、前方の高さ2mの固まった原料が突然崩れて巻き込まれ穴に落ちて原料に埋没した。	529	5	1~9
		20				100

2001	9	～ 21	船内誘導員が貨物船内を移動中に、20ftコンテナを積んで後進してきたときたフォークリフトにひかれた。	222	6	～ 299
2001	9	～ 16	15 輸出用プラント部品の船内積み込み作業において、上甲板にいたデッキマン 右舷側(接岸側)のサイド・コーミングから9.45m下方の船倉内の積荷上 16 に墜落した。	416	1	50～ 99
2001	10	～ 16	15 揚荷作業が終了したので舳に屋根板を掛けるため、屋根板を支える棒(横 ビン)を設置し敷設の準備をしていたところ、被災者が乗っていた横ビン 16 が外れて落下し頭部を直撃した。	414	1	30～ 49
2001	11	～ 15	14 岸壁に接岸した船の船倉から梱包された合板(質量約1.4t)を荷揚げして いたところ、突然左舷側の合板12梱包が倒壊し、その下敷きになった。	611	5	1～9
2002	1	～ 13	12 埠頭にある船舶誘導用の導灯点検中、第2号導灯の不点灯があったので予 備灯に切り換える作業を行い、車に乗り込んで後退させたときに誤って車 13 ごと海中に転落し、約2km離れた岸壁で水死体で発見された。	231	10	10～ 29
2002	4	～ 23	22 埠頭において、貨物船から内航船へ積荷のカオリン(粉末;バラ荷)を貨 物船の揚荷装置にクラムシェル状のバケットを取付けたものを使用して積 替作業を行い、積替作業を終わって内航船の船倉にシートを掛けるため内 23 航船に縄ばしごを使って移ったときに海に墜落した。	713	10	10～ 29
2002	5	～ 15	14 定期船の荷下し作業で、長さ9mの鉄筋5束(1束300本、1束の質量 2.68t)を玉掛けし(2点吊り)、能力45tのホイールクレーンを使用して ハッチを通過させるため荷を回転させたところ、荷の一端が船内の壁に当 15 たって荷の回転が速くなり、輪木の片付作業を行っていた者が荷をよけき れずに荷に激突され、荷と船の壁との間に挟まれた。	611	6	1～9
2002	5	8 ～ 9	原糖荷役の掻き寄せ作業のために2番ハッチ(船倉)に入ったが、班と ハッチを間違えたのでブルドーザー用燃料を入れて正規の5番ハッチに戻 るため、空のポリタン容器を持って船倉に備え付けのタラップを昇降中に 約11m下の船底に墜落した。	371	1	10～ 29

2002	6	9 ～ 10	埠頭に接岸した船に舳から鋼管パイプ（12m×0.7m、質量6t）を積込む作業中、巻上げた荷が横にずれて荷と舳の縁の間で玉掛け作業中の者が挟まった。	611	7	～ 299
2002	7	11 ～ 12	倉庫上屋前で、貨物自動車のバン木を取り除く作業を行っていたところ、プレス機械を貨物自動車へ積込むためバックしてきて旋回したフォークリフトのプレス機械が横転し、貨物自動車とプレス機械との間に挟まれた。	222	6	30～ 49
2002	7	13 ～ 14	岸壁に接岸した貨物運搬船の荷揚げ作業中、船倉に転落した。	239	1	10～ 29
2002	8	9 ～ 10	出荷棧橋に係留していた貨物船（バラセメント専用船）の甲板上に設けられた集塵室屋上で、粉状セメントを棧橋から船倉内に送りこむためダクト位置の調整を行っていて集塵室屋上端部から約4m下の甲板へ墜落した。	239	1	30～ 49
2002	9	16 ～ 17	倉庫における作業を終了し作業員詰所へ他の労働者と歩いているとき、後方から来たフォークリフト（最大荷重6 t）に押し倒されて左前輪、後輪で全身を轢かれた。	222	7	30～ 49
2002	9	10 ～ 11	港湾荷役で使用したトラッククレーンのタワー（約6t）部分を港で解体してトレーラーで自社の土場に運搬し、所定置場に置くためトラッククレーン（吊上げ能力35t）で吊上げて左旋回させたところ、側方吊りの位置でクレーンが傾いたため、荷の振れ止めロープを持って荷とともに移動してきた作業者の頭部に荷が落下した。	212	4	50～ 99
2002	10	9 ～ 10	53,833 t のコンテナ船上で、コンテナの積み下ろしのためクレーンで吊った状態のままコンテナとコンテナを固定する「スタッカー」をハンマーで叩いて解除していたところ、「スタッカー」が突然外れて荷振れしたコンテナに接触しそうになったので、後方に逃げたときに約20m下の海面に転落して溺れた。	611	10	100 ～ 299
2002	11	15 ～ 16	大型トラックのコンテナ内で、2人で縦積みされていた鉄製フェンス（縦150 cm、横2m、厚さ1 cm、重さ70 kg）を1枚ずつ引き出して下ろす作業中に、残り42枚の荷が倒れかかってきて1名が死亡した。	611	5	50～ 99

2003	1	16 ～ 17	倉庫前のスクラップ置場で、マグネット式の高脚ジブクレーンにより運搬船にスクラップを積み込む作業のため、散らばったスクラップを手でかき集める作業を行っていたときに、倉庫シャッターを防護するため覆いとして設置されていた鉄板（縦415cm、横459cm、厚さ1cm、質量約1.2t）が倒れてきてその下敷きになった。	419	5	10～ 29
2003	2	11 ～ 12	40フィートコンテナから輸入合板を引き出す作業で、2段積みされていた上段の合板の束をフォークリフトで取り出して荷を下げたところ、合板がフォークリフトのつめ上から横に倒れて誘導者に激突した。	611	5	1～9
2003	3	11 ～ 12	フェリー埠頭に接岸中のタイ船籍の貨物船内でベニヤ板（100枚1束）の荷揚げ作業中に、フォークリフトで持ち上げた荷の下に落ちていた栈木を拾おうとして入り込んだところへ荷が崩れて落下した。	222	4	50～ 99
2003	3	8 ～ 9	飼料運搬船において、飼料（コーン）を吸引するホースの先端を移動させるため、吸引ホースと栈橋の巻き取り装置間にあったロープに繊維ロープを掛け、巻き取り装置を無線操作をしたときに、繊維ロープの結び目がほどけたため船倉で無線操作していた者に滑車が当たった。	379	6	1～9
2003	4	21 ～ 22	接岸したフェリーからシャシー（トレーラーの荷台にあたる部分）を荷揚げする作業で、トレーラーヘッドとシャシーを繋いでシャシーの脚を巻き上げたのち、トレーラーの運転手に作業が終わった合図をするため移動していたときに、隣奥のトレーラーが動き出したため2台のトレーラーの間にはさまれた。	221	7	10～ 29
2003	4	14 ～ 15	船着場に設置してある簡易雨天荷役設備（雨天時にコイル等を保管する簡易倉庫、屋根が電動で移動および開閉できるもの）の屋根の清掃作業で、側壁外面に設置してある通路上にいるにもかかわらず、他の者がペンダントスイッチを操作して屋根を移動させたため、移動してきた屋根と通路の手すりとの間（6cm）にはさまれた。	418	7	10～ 29
		16	船（7400t積み）を接岸するため、係留ロープを固定用ビットに固定後、綱取りロープ（係留ロープを船から陸側に渡すために使用する補助ロープ			30～

2003	6	～	で先端におもりが付いたもの) を船側に投げたが船に届かず海中に落下し、このロープが船のスクリューに巻き込まれたため、からみ付いたロープとともに海中に引きずり込まれ溺死した。	379	10	49
2003	8	13 ～ 14	移動式クレーンで船から荷揚げ作業中、H型鋼（長さ約8m、質量約400kg）7本を玉掛け用つりチェーンを用いて荷を巻き上げているときに、つりチェーンからH型鋼がすべり落ちて船内の玉掛け者が下敷きになった。	379	4	30～ 49
2003	10	15 ～ 16	アンローダーで荷役作業中に、強風のため作業中止の指示があったので運転室で待機していたところ、同じレール上にあった無人のアンローダーが突風により約300m暴走してきてアンローダーと衝突したため、アンローダーが倒壊し運転室にいた者が海中に投げ出された。	719	6	1000 ～ 9999
2003	12	16 ～ 17	H鋼の束を移動式クレーン（つり上げ荷重35t）でトレーラに積み込む作業で、3段に積まれたH鋼の束から注文のH鋼の束を取り出すためクレーンのフックに掛かっているつり具からワイヤロープの一端を外してフックを巻き上げたときに、つり具のフックが3段目のH鋼（長さ14.7m、幅30cm、重さ2.8t）に引っかかったためH鋼が倒れ、玉外しをしていた者の頸部に落下した。	212	5	10～ 29
2004	3	15 ～ 16	貨物船から合板をおろす荷役作業中、揚貨装置運転手への誘導を行っていたところ、前進してきたフォークリフトにひかれた。	222	7	10～ 29
2004	6	13 ～ 14	埠頭に接岸している貨物船デッキ上において揚荷役中、コンテナの巻上を行った際、ベースコーンが当該コンテナについた状態で地切・巻上が行われ、山側へ横行させた際、山側通路上でベースコーンがコンテナから外れ、落下し、被災者を直撃した。	379	4	50～ 99
2004	12	3 ～ 4	岸壁に停泊中の貨物船のハッチ内で、コンテナの積込作業を行っていたところ、2段目と3段目のコンテナの間に挟まれた。	611	7	50～ 99
			岸壁に接岸していた貨物船の船内でコイル（重さ17 t）の積込み作業			

2004	7	6 ～ 7	中、1段目に積んだコイルが横方向にすべることを防止するためのストッパーの位置を、コイルとコイルの間に潜り込んで修正していたところ、コイルの重みでストッパーがずれ、下のコイルが横滑りし、上のコイルが被災者に落下した。	521	4	10～ 29
2004	5	12 ～ 13	貨物船で運ばれたパルプを岸壁に降ろすため船に設置された揚貨装置を運転していたが、運転を他の者と交替した後、運転を再開した揚貨装置が急に止まったので調べたところ、クレーンガーター上の非常停止装置レバーが「ON」となり被災者が倒れていた。	215	6	100 ～ 299
2004	11	9 ～ 10	岸壁に接岸された台船上のコンテナ上からもう一つのコンテナに飛び移ろうとしたところ、コンテナクレーンからつり下げられていたスプレッダーに激突し、コンテナ間に墜落した。	611	1	1～9
2004	1	16 ～ 17	揚貨装置により、作業に使用した4.5tフォークリフトを沿岸につり上げるための玉掛け作業をしようとした時、フォークリフトのタイヤガード（高さ約95cm）からバランスを崩して墜落した。	222	1	50～ 99
2004	3	10 ～ 11	はしけ係留場へ曳船を用いてはしけを曳航中、海中に転落して、おぼれた。	239	10	10～ 29
2005	11	6 ～ 7	車で走行中、交差点を右折したところ、対向車線を走行してきた車と衝突した。	231	17	50～ 99
2005	1	21 ～ 22	コンテナ荷役作業において、岸壁上のガントリークレーンの下付近でガントリークレーンやトレーラトラックに対して合図をしていた被災者がつり荷に激突された。	999	99	50～ 99
2005	10	19 ～ 20	ガントリークレーンを使用したコンテナの積降ろし作業で、船内の通路を歩いていた際に9m下の船倉内に墜落した。	416	1	30～ 49
		11	貨物船から杉チップの水切り作業中、船倉内の杉チップ上を走行中のトリ			100

2005	5	～	12	ミング・ドーザーが下り坂で前方に傾き、運転中の被災者が運転席から機 体前方に投げ出されクローラでひかれた。	141	7	～	299
2005	3	～	10	9 岸壁に接岸した貨物船内から、コンテナ（重さ24トン）を移動式クレーン （つり上げ荷重80トン）でつり上げ作業中、突然、ジブが倒れ、つり上げ ていたコンテナが船内で作業していた被災者に落下した。	212	4	30～	49
2005	6	～	10	9 移動式クレーンを使用して鋼板（1枚の重さ600kg）8枚をつり上げて旋 回したところ、被災者らが支えるまくら木に鋼板の側面が当たり、まくら 木の一部分が被災者に激突した。	212	6	10～	29
2005	6	～	1	0 銅鉱石が積まれていた船倉の昇降マンホールのハッチ内部で、酸欠により 倒れた。	714	12	100	～ 299
2006	2	～	10	9 構内で鉄板を移動するために、作業員6名でトラッククレーン（吊上げ荷 重15t）を使用して、鉄板3枚（長さ8.6m、幅2.3m、厚み1 4.5mm鉄板1枚、長さ8.85m、幅1.9m、厚み14.5mm鉄 板2枚、総重量6トン）をトレーラーに積み込む作業をしていたところ、 玉掛け用具のハッカー4つの内1つが外れ、吊り荷が落下し、作業員1名 がその下敷きとなった。	372	4	10～	29
2006	3	～	15	14 自動車運搬船からトレーラーのシャーシ部をおろす作業中、被災者が船の 床にベルト・架台で固定されているシャーシを解除する作業をしていたと き、トレーラーヘッドの運転手がヘッドをバックさせたため、被災者が はさまれた。	229	7	10～	29
2006	4	～	23	22 港内にて、荷役作業中、被災者が、自分の運転するフォークリフトから降 りたところ他社のフォークリフトにひかれた。	222	6	10～	29
2006	3	～	11	10 4本の玉掛用ワイヤロープで玉掛し、船舶に設置された揚荷装置を使用し て建設機械（約14トン）をつり上げようとしていた。荷の安定を確認す るためにわずかにつり上げていたところ、当該機械がいったん回転し、横 転した。被災者は横転した建設機械の下敷きとなった。	215	6	30～	49

2006	5	8 ～ 9	被災者は4人で本船の揚貨装置で岸壁に降ろされた合板の玉掛けを外す作業に従事していた。岸壁に降ろされた合板はフォークリフトで所定の位置に移動させるため、本船横の岸壁には6台のフォークリフトが運行しており、内1台がバック走行で旋回した際、所定の作業位置から約8m離れていた被災者をフォークリフト後部で轢いた。	222	7	100 ～ 299
2006	6	9 ～ 10	被災者他7名により、デッキクレーンを使用して岸壁から外国船の船倉へのめっきコイルの荷おろし作業を行っていた際、玉掛け及びクレーン合図を行っていた被災者はコイルとコイルにはさまれた。	611	6	50～ 99
2006	7	14 ～ 15	コイル状鋼材（直径1.7m、厚さ0.2m、重量2t/個）2個を停泊中の船内へ積み込むため、2名の作業員で玉掛け作業を行っていたとき、コイル状鋼材の中心の穴に通したチェーンスリングを被災者が玉掛けのため引いたところ、当該鋼材が被災者側に転倒した。	521	5	10～ 29
2006	7	11 ～ 12	舳から鋼管（長さ12メートル、直径0.2メートル、重量0.5トン/本）4束（1束＝鋼管9本、重量20トン）を本船の揚貨装置（制限荷重25トン）を用いて本船に積み込み作業中、揚貨装置の巻上げ用ワイヤロープが切断したため、つり荷である鋼管が落下し船倉内の作業員がその下敷きとなった。	215	4	100 ～ 299
2006	9	22 ～ 23	コンテナ船に、コンテナ（長さ20フィート）を積みつける作業において、ガントリークレーンでコンテナをつり上げ、船内で位置合わせのために一度、所定位置に積みつけ、再度70センチメートルほど吊り上げたところ、当該クレーンが故障して動かなくなり、数秒の後、当該クレーンが突然、再起動し、吊り上げていたコンテナが被災者方向に当該クレーンの最大速度で走行接近し吊り上げていたコンテナと船倉の壁に挟まれた。	211	6	30～ 49
2006	9	10 ～ 11	貨物船に線材コイルを船積みするため、フォークリフト1台を用いて船倉内で積みつけ作業中、岸壁から移動式クレーンを用いて船倉内に搬入した1束約2tの線材コイル1束をフォークリフトで積み付ける近くに仮置きするために運搬していたところ、フォークリフトが切り返しのためバックをしたときにフォークリフトの後部が、壁際にいた積み付けの補助をする	222	6	100 ～ 299

			被災者に激突した。			
2006	10	16	船の2番ハッチで船内荷役作業中、高さ約12メートルの荷（ウッドパルプ）の上で、玉掛け作業を行っていたところ、荷とコルゲーション（ハッチの壁面に凹部があるもの）の間に転落した。	611	1	30～ 49
2006	11	21	製鉄所の製品倉庫前からクレーンで鉄板5枚を吊り上げ港に係留されてある船の船倉に降ろす作業中、船倉の上でクレーンを停止中に下2枚の鉄板	211	4	100 ～
		22	（約4.5トン）が落下し、船倉にいた被災者にあたった。			299
2006	11	9	長さ8メートルの鉄筋（一束150本）9束（約20トン）を20トン	222	4	30～ 49
		10	フォークリフトを使用してコンテナに積み込む作業中、コンテナ床に置かれていた鉄筋の滑りを良くする為のベニヤ板が床に引掛かり、鉄筋が入らなくなった。被災者が、ベニヤ板を交換しようとしてコンテナ入り口に近づいた際、20トンフォークリフトで持ち上げていた鉄筋の束が崩れ、被災者が下敷きになった。			
2007	1	18	港湾埠頭のバースに接岸中の石炭輸送船（総トン数3.9万トン）のハッチで、石炭陸揚げのために、石炭さらいをしていたところ、下降してきた	211	6	100 ～
		19	ショア・クレーンのグラブバケット（容量4.6m ³ 、自重約9.2t）の下敷きとなった。			299
2007	3	7	船に載せる廃鋼材（50キロレール）をトレーラーからフォークリフトを	521	4	10～ 29
		8	使用し降ろす際、廃鋼材がワイヤロープで束ねられていて、フォークリフトで降ろすことができなかつたため、廃鋼材を一旦少し持ち上げ隙間を作り、その隙間に入りワイヤロープをワイヤーカッターで切断したところ、廃鋼材が1本落下し、はさまれた。			
2007	8	19	被災者は船に熱延コイルを積み込むため、積み込みをする第2ハッチに移	417	1	100 ～
		20	動していた。通路として使った第1ハッチ内に照明がまったくなく、暗闇の中はしごを降りた際に通路の床を踏み外し、船倉の最下部に転落した。			299
		21	被災者は埠頭2号岸壁に接岸しているコンテナ貨物船にて、コンテナを固縛するラッシング作業に従事していた。ラッシング作業準備として、デッ			100

2007	7	～	22	キの岸壁側のコンテナに、ラッシングバーを立てかけて待機していたところ、ラッシングバーが揺れて岸壁側に倒れたため、被災者はバーの根元に股下を跳ね上げられ、高さ約7mのコンテナポストから岸壁に墜落した。	239	1	～	299
2007	1	～	8 9	輸出用の建設機械を駐機場所から岸壁近くに回送準備作業中、回送指示を確認するため運転座席から腰を浮かせてキャビンドアを開け、再び座席に座ろうとしたところ、アームの旋回レバーに着衣（雨具）が引っ掛かったため、アームが旋回し、回送指示者が当該アームと隣駐していた建設機械との間にはさまれた。	142	7	30～	49
2007	1	～	12 13	港湾において粉体のカオリンをフレコンバッグに詰める作業に従事していた被災者が、昼休憩を終えて作業場所に戻るため、埠頭を岸壁に向かって斜めに歩いていたところ、岸壁と平行に走行（前進、荷の積載なし）するフォークリフトの左前輪にひかれた。	222	7	10～	29
2007	11	～	16 17	直径1800mm厚さ90mmのスリットコイル（重量約1.5t／個）2個の内円部上端にフォークリフト（7t）の爪先端部を掛けて移動し、仮置きするため倉庫の壁に立て掛けたところ、爪を抜く際にコイルの内端部（芯部）が引っかかり手前に解けたため、手前の1個を再び爪先端ですくい上げて後退し、下車した被災者が、先に降ろしたコイルの芯部を巻き直そうとしたところ、爪から外れたコイルが被災者に落下した。	611	4	10～	29
2007	3	～	14 15	天井クレーンによる鋼板水切作業中、被災者はクレーン運転士に用事があったため、自らクレーン操作室まで上がった後、操作室横の通路（高さ13.5m）に佇んでいた。当該通路は運転士の操作室への出入用に設けられた専用通路で、クレーンが移動すると通路の操作席側は墜落防止措置の全くない状態となり、バランスを崩した被災者は通路から墜落した。	417	1	100	～ 299
2007	12	～	13 14	岸壁に接岸された船舶からプレカットされた建材（バンドで結束された荷、重さ約3t）を岸壁に荷揚げ作業を行っていた。被災者が船底で盤木の整理をしていたところ、背後の荷（4バンド分）が崩壊し下敷きとなった。	611	5	10～	29
				公共コンテナターミナルに接岸された本船のデッキマンとして本船上で揚				

2008	7	21 ～ 22	荷作業に従事していたが、デッキに積まれたコンテナのコーンが外れ難い障害があったので、当該コーンの取外し作業を行い、スプレッダーに乗って一旦岸壁に降りた。その後、再度、本船に戻るため、無線機で同僚に連絡を入れた後、船側を移動中に海中に転落した。	239	10	100 ～ 299
2008	9	10 ～ 11	はしけに積載した荷（エンジン発電機：314t）を貨物船（2万3119t）の揚貨装置を使用して当該貨物船に載せようとしてつり上げたところ、はしけから約7mの高さのところで当該揚貨装置の巻き上げ用ワイヤロープが切断し、荷がはしけ上に落下して、はしけが大破し沈没した。はしけ上にいた作業者のうち5名が海に墜落して5名のうちの1名が行方不明となった。	215	4	30～ 49
2008	9	14 ～ 15	被災者が本船から砂糖の原糖を投入するホッパーの目づまりの清掃をする際、ホッパー手すりの中棧に足を掛けてホッパー内に入ろうとしたところ、手すりの外側約3.67m下の岸壁に墜落した。さらに、そのはずみで岸壁に取り付けられている船のゴムバッファ（緩衝材）上に転落した。	391	1	1～9
2008	7	8 ～ 9	揚貨装置（最大能力150t）を用いて、船艙（ハッチ）に金属コイル（重量16t）2個を積み込む作業において、当該金属コイルが壁面のダンネージ（壁面緩衝材）に当たりダンネージがはがれた。はがれたダンネージを取り付けるために当該金属コイルを移動（右旋回）したところ、金属コイルが振れて被災者に激突した。	611	6	50～ 99
2008	12	14 ～ 15	被災者は、船舶上でパイプ（径14cm、総計1847本、総重量755t）の玉掛け作業を行っていた。304本積み込みしたところで、積込指示書と実際の積み位置に相違があることに気付き、一旦作業を中断した。その後、パイプの積み込み方法の確認のため、パイプ上から内航船床面にいた検数員と打ち合わせした際、パイプ上（高さ約4m）から内航船床面に墜落して死亡した。	611	1	10～ 29
2008	4	8 ～ 9	埠頭において、船内のバラの荷集積作業を行うため、岸壁を横切っていた被災者が大型トラックにはねられて死亡した。	221	17	100 ～ 299
			飼料の荷揚用のバケット（2枚のバケットが上部を支点に開閉する構造、			

2008	8	13 ～ 14	<p>背部の幅1.7m、開閉部の高さ1.3m、容量2.3立米、重量2t) をトラックに積み込むため、バケット背面をフォークリフトで押して閉じようとした。</p> <p>その際、バケット内部でギア部分の清掃を行っていた被災者が、バケットの開閉部分にはさまれて死亡した。</p>	222	7	30～ 49
2009	12	17 ～ 18	<p>運転手はトレーラーをフェリーターミナルのトレーラー待機場所に後進で駐車し、車から降りてトレーラーの足を下ろそうとしたところ、左後方のタイヤ付近に被災者がトレーラーヘッド側に頭を向けてうつ伏せで倒れているのを発見した。被災者を病院へ搬送したが死亡した。被災者はフェリーに乗せるトレーラーの到着確認、保冷車の車内温度確認の業務を行っていた。</p>	221	7	30～ 49
2009	7	13 ～ 14	<p>埠頭に接岸中の調査捕鯨船の冷凍船艙内において、天井クレーン等を使用して積荷（箱詰め鯨肉等）の荷降ろし作業を行っていたところ、積荷の上に立っていた被災者が、走行してきた天井クレーンのガーダーと積荷の間にはさまれ、重傷を負い、搬送先の病院において入院加療中、後日死亡した。</p>	211	7	300 ～ 499
2009	10	11 ～ 12	<p>事故現場に出張し、2.5tフォークリフトの年次点検及び修理作業をしていた被災者が、点検中のフォークリフトのマストとヘッドガードのサイドフレームにはさまれた。</p>	222	7	1～9
2009	10	8 ～ 9	<p>本船のデッキ上に積まれていたコンテナをガントリークレーンを用いて岸壁に積みおろす作業中、4段目に積まれていた40フィートフラットコンテナを玉掛け作業後、隣のコンテナに降りようとした際に、約7.5m下のデッキ上に墜落した。</p>	611	1	50～ 99
2009	12	19 ～ 20	<p>被災者は倉庫2階において荷を収納する場所の指示を行っていた。そして被災者が荷の取込口から1階にいるフォークリフト運転者に作業指示を行っていた際、その荷の取込口から約6.3m下に墜落した。</p>	414	1	10～ 29
2009	4	10 ～	<p>ソーダ灰を貯蔵しているタンク（直径約3.9m、高さ約8.5m、容量約80立方mの内部清掃作業のため、被災者を含む5人がタンク内部において、ソーダ灰をタンク下部より排出しながら、タンク内部壁面に付着している</p>	418	1	50～

		11	ソーダ灰を掻き落とす作業をしていたところ、被災者がタンク下部の排出口に吸い込まれて死亡した。			99
2009	7	10 ～ 11	被災者が祭の船に使用する台船上を移動中、川に転落した。後日、災害発生現場の下流で遺体が発見された。	713	10	30～ 49
2009	8	10 ～ 11	船舶に積まれた材木の荷降ろし作業中、束ねた材木約15本のうち1本がずれており、地切り後に荷が傾き、この1本を揚貨装置を用いて引き抜いたところ、抜けた1本が玉掛け作業後に作業指揮をしていた被災者に向けて転がったため、被災者は、船舶マストにしがみつき退避しようとしたが、そのまま海へ転落、海中に沈み、死亡した。	239	1	100 ～ 299
2009	10	18 ～ 19	台風の接近に備えて5段の階段状に重ねられた空コンテナの固定状況を目視で確認することとなり、被災者他3人が空コンテナ上にあがっていたが、5段目を確認した後、4段目に移動したところで被災者が居なくなって、約12m下の地上で倒れている被災者が発見された。	611	1	10～ 29
2009	5	14 ～ 15	ホッパーに貯めた木材のチップをベルトコンベヤーを使用して岸壁に接岸した貨物船内のコンテナに送り込む作業をしていた。木材のチップが雨によって湿っており、ホッパーからベルトコンベヤーにスムーズに落ちないため、被災者が木の棒を使って手作業でホッパー下端部の木材チップをほぐし、ベルトコンベヤーに落ちるようにしていたところ、ベルトコンベヤーとホッパーの間にはさまれた。	224	7	10～ 29
2010	3	9 ～ 10	貨物船（総トン数7743t）から、揚貨装置を使いコンテナの荷降ろし作業を終えた被災者等は、揚貨装置で船倉の蓋を戻した後、3人が進行方向側、海側、陸側に別れて蓋をピンで固定する作業中、海側で最後のピン（5ヶ所目）を留めていた被災者が、走行中の揚貨装置脚部と船倉の側壁との間に頭部を挟まれ死亡した。	215	7	50～ 99
			大型タイヤ（直径約2.6m、重さ約1.4t）のコンテナ詰め作業中、			

2010	5	10	最大積載2.5tフォークリフトで横吊し運搬してきたタイヤをコンテナに入れるため最大積載13tフォークリフトで縦吊りに掛け替える際、無保持で自立していたタイヤが倒れた。被災者は本社から作業応援で当日から就業していて、13tフォークリフトのフォークに鋼管を掛け渡すため、タイヤ横で待機していたところ、倒れてきたタイヤに挟まれ死亡したもの。	611	5	50～99
2010	5	11～12	加害者が運転するストラドルキャリアーが、被災者が乗車し停止していたストラドルキャリアーに気づかないまま運転したため、激突した。激突の反動で、被災者のストラドルキャリアーが横転し、運転席が地面と激突したことにより、被災者が全身を強打し、死亡したもの。	226	6	10～29
2010	9	11～12	石炭バースに停泊している船舶の石炭の積み卸し作業が終了し、ハッチ内のトラクターショベルをクレーンにより陸揚げするために、トラクターショベル運転者である被災者がバケットを水平位置まで上げ、エンジンをかけたまま運転席を降り、アームの下に入って玉掛けを行おうとしていたところ、バケットが下降し、アームと機体フロント部の間に頭部をはさまれ死亡したもの。	141	7	1～9
2011	3	13～14	被災者を含め作業員6名にて、本船からコンテナを下ろす作業を行っていたところ、本船後方の海面に被災者のヘルメットが浮遊しているのを他の作業員が発見し、捜索したが行方不明となった。その後、警察署が捜索を続けていたところ、平成23年3月24日9時10分ごろに3バース付近にて、浮遊しているのが発見され、被災者と確認された。	239	1	100～299
2011	10	5～6	被災者は、港湾荷役作業に従事する者であるが、平成23年10月25日午前6時頃、同僚により事業場内休憩室のソファに倒れているところを発見され、搬送された病院にて同日午前7時31分、橋脳出血により死亡が確認されたもの。なお、被災者は同日午前4時までの夜勤終了後、送迎バスの出発時刻まで同休憩室内で休憩していたものと思われる。	921	90	
		10	本船コンテナ荷役作業中、右舷キャットウォーク下のデッキ上で、デッキ通路より同僚からコンテナのロックピンを解除する際に使用する、長さ7			30～

2011	10	～ 11	メートルのピン返し棒を受け取り、船内に引き込もうとした時バランスを崩し、約13メートル下の岸壁に転落した。	416	1	49
2011	1	～ 19	コンテナ船内において、ラッシング・ブリッジ歩廊上で積荷コンテナの固定具（ツイストロックピン）の解除作業を行っていたところ、5.3m下の船舶デッキ上に墜落したものの。	418	1	30～ 49
2011	7	～ 16	被災者を含む労働者3名は貨物船の船内で積み込み終わったパイプの束（7段、全体の高さ約3.4m）をワイヤロープで固定する作業を行っていた。その際、労働者3名がパイプの束の上で作業中に5段目から7段目のパイプの束が荷崩れし、被災者がパイプの束とともに落下し、死亡したものの。他の労働者2名は退避できたため、被災しなかった。	611	5	10～ 29
2011	5	8 ～ 9	被災者は材料の配達のため、事業場よりトレーラーを運転し、工場に向かっていた。8時30分頃、トンネルに進入する手前で、反対車線から対向車両がセンターラインをオーバーしてきたため、被災者は左歩道側にハンドルを切ったが間に合わず、相手車両と衝突した。	221	17	100 ～ 299
2011	10	13 ～ 14	船積されてきた銅鉱石をアンローダー、コンベヤーを使用して、工場内に搬送する作業を行っていた。コンベヤー1～4を経由して工場内へ入るが、設備が不具合で停止し、改善後、関係者に無線で同コンベヤーを起動させる旨連絡し起動させた。その後、他の労働者が工場内のモニターを見ると、埠頭秤量室にヘルメットらしきものが見え、おかしいと思い現地に行くと、被災者が第1コンベヤーの回転軸にはさまれていた。	224	7	100 ～ 299
2011	5	14 ～ 15	外国船籍のバラ積み貨物船の2番ハッチ（船倉内）にスラグを積み込む作業中、同ハッチの船首側に積み重ねていたポンツーン（中甲板）5枚（20t/枚）が滑って動き、船倉の壁と同ポンツーンの間（約1メートル）を歩いていた被災者が挟まれ死亡した。	239	7	30～ 49
2012	3	～ 16	石炭運搬船のハッチで石炭を荷降し作業中、揚貨装置の運転手はバケットを降ろしたが位置が悪かったため、再度バケットを横移動させたところ、ハッチ内で合図を行っていた被災者を直撃した。	215	6	30～ 49

2012	3	4 ～ 5	被災者は橋形クレーンの始業前点検を行っていた際、異音がしたため、クレーンを稼働させながら異音の確認を行ったところ、稼働していたクレーンに巻き込まれた。	211	7	300 ～
2012	2	3 ～ 4	被災者は岸壁に停泊したチップ船において、揚貨装置を運転し、チップの荷役作業に従事していたところ、途中で行方がわからなくなった。同僚等が搜索したところ、チップ船から約500m離れたチップヤードのたい積したチップの山の中から被災者が発見され、死亡が確認された。	999	99	10～ 29
2012	5	10 ～ 11	ベルトコンベヤー上方に設けられたシュートを補修するため、被災者ら2名がコンベヤーの上に乗し、シュートを補修していたところ、別の労働者がコンベヤーを起動させ、被災者がコンベヤーに巻き込まれた。	224	7	300 ～
2012	6	18 ～ 19	埠頭の岸壁に停泊していた貨物船上での玉外し作業を終了した被災者は、貨物船を降りて、倉庫の横に駐車してあるフォークリフトの方へ埠頭を歩いて移動している途中、後ろから走行してきた同僚が運転するフォークリフト（最大荷重22.5t）にひかれた。	222	7	50～ 99
2013	8	16 ～ 17	冷凍船の荷揚げ作業が完了し、岸壁に仮置きしていた40フィートコンテナ（総重量22t）を揚貨装置（36t）を用いてデッキ上に戻す際、コンテナをセッティングポイントに収めるため、被災者を含めて4人でコンテナの介錯を行っていたところ、コンテナが船の手すり支柱に引っかかり支柱から外れた際、コンテナが振れ被災者が船のスラッジタンクとコンテナに下半身をはさまれた。	215	7	100 ～ 299
2013	3	11 ～ 12	あられを作り終えた使用済みの食用油の入った天ぷら鍋（直径45cm）を裏口へ仮置きしようとする用務員2名で運んでいたところ、後ろ側にいた被災者が足を滑らせ前のめりに倒れた。その際、食用油をかぶり両腕、顔にやけどを負った。	379	11	30～ 49
2013	8	8 ～ 9	貨物船に設置されている揚貨装置を用い、舳上にある直径約1.3m、重量約8tのコイル2個を運搬するため、被災者並びにもう一人の作業員にて玉掛けを行った、玉掛け後地切りしたところ、荷が振れ、被災者がコイルと舳壁面との間に腹部を挟まれた。	215	7	30～ 49

2013	3	11 ～ 12	はしけよりジャンボタイヤ（4本、1本の直径2.7m、重量1.3t）を本船揚荷装置にて運搬し、船倉内に仮置きした際、ジャンボタイヤ（4本）のうち2本が倒れ、その傍で作業していた労働者が下敷きとなった。	611	5	50～ 99
2013	4	15 ～ 16	接岸しているコンテナ船を離岸させるため、被災者他1名が乗り込んでいた作業船は、コンテナ船の船首に緊結されたロープを船尾のフックに緊結し、曳航。コンテナ船の船首の向きを変えた後、フックからロープを外す予定であったが、ロープが張ってしまい外せなくなりそのままコンテナ船に引っ張られ転覆。操舵していた労働者は、海中で発見されたが死亡していた。	239	18	30～ 49
2014	9	15 ～ 16	揚貨装置を用いて、外航船の船倉から原木を荷揚げ作業中、約10本の原木をクラブバケットでつかみ、巻き上げたところ、原木が回転し、原木の端の部分が船倉上部で揚貨装置の合図等を行っていた被災者に当たった。	611	6	10～ 29
2014	7	18 ～ 19	被災者は、トラックコンテナ内にて、荷の搬出作業を行っていたところ、熱中症により意識障害を起こし、死亡した。	715	11	100 ～ 299
2014	7	11 ～ 12	漁港にて、漁船からイワシをトラック荷台に積まれたダンベに荷卸した際、揚貨装置のワイヤロープが切れ、荷台上で待機していた被災者の頭部に揚貨装置のブームが当たった。	215	4	1～9
2014	4	14 ～ 15	原糖運搬船の清掃作業中、ハッチコーミングに掛けられていたブルーシートを取り外すため、コーミングトップレールに上ったところ、11.5m下の船倉底部に墜落した。	239	1	10～ 29
2015	10	14 ～ 15	開放検査が終わったタンク（内容量500kL）にヘキシルグリコール（安衛法非該当）を入れる作業中、同製品の品質を保つため窒素を注入し、酸素濃度を0.5%以下としていた。被災者は、12時30分ころ、タンク上部において一人で酸素濃度測定作業を行っていた。その後、被災者は、14時ころ、下部のマンホールを開け、内部でうつ伏せで意識不明で発見され、そのまま死亡が確認された。この作業は予定されていなかった。	714	12	10～ 29

2015	5	8 ～ 9	被災者等6名は、船舶にカンラン岩を積み込むため、岸壁側に移動式のコンベヤーを設置する作業を行っていたが、設置したコンベヤーの位置を修正することとなり、下請け事業場の作業者がコンベヤーの乗っている架台の後方をトラクターショベルのバケットで持ち上げて、そのまま後方に移動させたところ、近くを歩行していた被災者がコンベヤーの架台の車輪にひかれて死亡した。	141	7	50～ 99
2015	6	10 ～ 11	上屋に保管する鋼鉄コイルを舁に積み込むため、積載荷重が20トンのフォークリフトを使用して鋼鉄コイルを上屋から岸壁に運搬していたところ、沿岸にて作業場所に移動中の被災者をフォークリフト左前輪で轢いたもの。	222	7	100 ～ 299
2015	1	18 ～ 19	被災者は、移動式クレーン等を使用して、本船に鉄スクラップを積み込む作業のフォアマン。当日の積み込み作業を終え後片付けを行っていた際、被災者は清掃時にでたスクラップを移動式クレーンを使用して船内に積み込もうとしていた事に気付かず、トラック用マーカを当該移動式クレーンに積み込もうと近づいた際、回転していた上部旋回体のカウンターウェイトとクレーン車体の間に頭部を挟まれ死亡したもの。	212	7	1～9
2015	1	16 ～ 17	接岸中の貨物船の船倉内において、石炭をブル・ドーザーにより集める作業を行っていた被災者が、1.4mの落差のある箇所を走行した際にブル・ドーザーの運転席から投げ出された。ブル・ドーザーはそのまま走り続けたため、被災者は再度運転席に戻ろうとし、その際に履帯（クローラ）に巻き込まれ、下敷きとなり、全身を圧迫され死亡したもの。	141	7	100 ～ 299
2015	12	16 ～ 17	運送会社が倉庫業務を請け負って管理する倉庫内において、同社の労働者がフォークリフトを運転して、荷を当該倉庫から隣接する倉庫に運搬して戻ってきたところ、倉庫敷地境界付近にて被災者が轢かれ死亡したもの。 被災者は、他社から派遣され当該倉庫で荷（線材）の検品、研磨作業に従事していた。	222	7	30～ 49
			貨物船の右舷側を岸壁に接岸し左舷側に舁を係留した状況において、揚貨			

2016	10	11 ～ 12	装置（制限荷重250トン）を使用し舳から荷（鉄パイプ（径0.2m長さ12m）9本を1束にしたもの）を4束（総重量17.9トン）を船倉に積み込む作業中、吊り荷を倉底より高さ約2.8mの高さで水平移動させていたところ、船体が大きく右舷側に沈み（約10度）傾いたため、吊荷が大きく水平に振れ、船倉内壁と荷に作業員3名が挟まれ被災した。	215	6	50～ 99
2016	10	11 ～ 12	貨物船の右舷側を岸壁に接岸し左舷側に舳を係留した状況において、揚貨装置（制限荷重250トン）を使用し舳から荷（鉄パイプ（径0.2m長さ12m）9本を1束にしたもの）を4束（総重量17.9トン）を船倉に積み込む作業中、吊り荷を倉底より高さ約2.8mの高さで水平移動させていたところ、船体が大きく右舷側に沈み（約10度）傾いたため、吊荷が大きく水平に振れ、船倉内壁と荷に作業員3名が挟まれ被災した。	215	6	50～ 99
2016	8	8 ～ 9	原料コンベヤーのベルトが縦に裂けたため、コンベヤー上の原料及びコンベヤー下に堆積した原料の掻き出し作業を2箇所で行っていた。コンベヤー上の原料を出すにあたり、ベルトに切り込みを入れながら作業していたところ、ベルトが破断した。これによりコンベヤーにテンションをかけていたウエイトが落下し、付近で堆積した原料の掻き出し作業をしていた被災者に接触した。	224	4	10～ 29
2016	7	16 ～ 17	被災者は、同僚と木材運搬船に木材を積み込む作業を行っていたところ、午後4時頃トイレに行ったと思われるが、5分程経過しても戻ってこなかったため、同僚が探したところ、海面に被災者のヘルメットが浮いているのを発見したため、消防へ通報し現場周辺の海中を捜索したが発見できず、翌日、捜索を再開したところ、海中に沈んでいた被災者を発見したが、死亡が確認された。	713	10	1～9
2016	5	14 ～ 15	船積みするコンテナの四隅にロック（鉄製）を取付していた労働者2名が、先積コンテナの前で向き合って座り待機していたとき、次のコンテナ（20フィート、4.4t）を運搬するストラドルキャリアーが接近し、1名は側方に避難したが被災者は逃げ遅れコンテナと地上の間に伏せたところ、ストラドルキャリアーの運転者が被害者に気づかずコンテナを巻き	226	7	10～ 29

			下げたため、被災者は頭から腰付近を地上とコンテナの間にはさまれ死亡した。			
2016	4	14 ～ 15	被災者は、野積ヤード内で本船より水揚げされた丸棒の荷下ろし作業に従事していた。現場監督は、被災者に番線を取りに行くよう指示した。現場監督がトラックの昇降台を片付けた後、テントハウス（ジャバラ式倉庫）の支柱とテントハウス側面部の間に首をはさまれた被災者を発見した。	419	7	30～ 49
2016	1	8 ～ 9	被災者は、船で運ばれた鋼製コイルを陸揚げする作業において、船庫での玉掛け作業者であった。船庫で準備作業を行うべく船に乗りこんだ数分後、船庫で作業していた船員が大きな音を聞き後方を振り返ったところ、船庫底で仰向けに倒れている被災者を発見した。被災者は当初意識不明の状態であったが、死亡した。	413	1	1～9
2017	12	22 ～ 23	被災者は、港に係留中の貨物船（チップ船）の船倉内で、チップの荷揚げのためドラグショベルに乗ってチップを集める作業を行っていたが、午後11時50分頃、同僚が船倉内に倒れている被災者を発見した。	413	1	30～ 49
2017	9	8 ～ 9	災害発生当時、現場では船舶からコンテナの陸揚げ、運搬等荷役作業が行われていた。被災者（元請）は、フォークリフト運転者（下請）にコンテナの荷の置き場所を指示していたところ、24トンフォークリフトに巻き込まれ、死亡した。	222	7	10～ 29
2017	8	8 ～ 9	被災者は港に接岸していたフェリーの船内清掃作業を行っていたが、岸壁から同フェリーの従業員用出入口へ渡る際に通行設備を使用せず飛び移ろうとして海に墜落した。なお、墜落時における岸壁から海面までの高さは2メートル未満であった。	713	10	10～ 29
2017	7	8 ～ 9	物流倉庫内に積まれた粉末の飼料を移動させるため、一番高い位置に上げたトラクターショベルのバケットを降下させている時に、近くにいた被災者が運転席前方に入り込み、アームとショベルカー本体に胸を挟まれた。	141	7	1～9
2017	6	12 ～	揚炭機（アンローダー）機内コンベヤのプーリーとベルトの間に頭部等を巻き込まれ死亡した。一人作業であり、災害発生状況を見た者はいないが、コンベヤ清掃用具と一緒に巻き込まれていたことから、コンベヤの清	224	7	30～ 49

		13	掃作業中に巻き込まれた可能性がある。			
2017	5	10 ～ 11	空の40ftコンテナ（重量3.84t）をスプレッダー仕様のフォークリフトにて積載し、3m程度まで上げてバックしたところ、突然緊結保持していた左右のスプレッダーの突起部がコンテナから続けて外れ、コンテナが落下した際、付近を通行していた被災者が下敷きになった。	222	4	1～9
2017	1	10 ～ 11	橋形クレーン（トランスファークレーン、つり上げ荷重51.6t）を使用してコンテナの積卸を行うコンテナヤード（コンテナ置場）内において、被災者（トラック誘導係）は橋形クレーンのランウェイ（走行路）内に立入り、停車中のコンテナ運搬用トラックの運転手と話しをしていたところ、走行してきた橋形クレーンの走行車輪にひかれた。	211	6	30～ 49
2018	6	14 ～ 15	被災者は、ストラドルキャリアーを運転し、コンテナ（塩酸200リットル入り樹脂製ドラム缶を80本積載）を後進にて輸送中に、カーブした際にバランスを崩し、車体ごと転倒した。その衝撃により心臓破裂により死亡したもの。	226	2	50～ 99
2018	2	14 ～ 15	鋼板の切断加工を行う工程の鋼材を搬送するコンベアの駆動部分（チェーン&スプロケット）のグリスアップ作業を行っていた被災者が、当該駆動部分にはさまれていたところを発見された。救急隊により救出され、病院に搬送されるも死亡したもの。	224	7	10～ 29
2019	11	22 ～ 24	通路へ左折合流（信号のないT字路）しようとした被災者運転のトレーラーが、中央通路を直進してきたトレーラーの左側面に衝突。被災者車両の運転台右側が激しく損傷、ドアがめくれ上がった拍子に、被災者が運転席から道路へ転落、無人走行中の自車のタイヤに轢かれ死亡。被災者車両はコンテナの運搬中、直進車は空のトレーラーの牽引中であった。	221	17	100 ～ 299
2019	8	12 ～ 14	埠頭における荷役業務において、ストラドルキャリアーを運転してコンテナの運搬作業中、荷を積載していない状態のストラドルキャリアーをカーブ走行させたところ、ストラドルキャリアーごと転倒したもの。	226	2	100 ～ 299
			工場内の原料受入れ栈橋において、クローラクレーン（バケット付き）を			

2019	6	6	使用し、船から原料である石油コークスをホッパーに投入する作業をしていた。工場側から設備の点検をしながらホッパーのところまで来た別会社の労働者が作業中のクローラクレーンの下に倒れている被災者を発見した。発見後、病院へ搬送されたが死亡が確認された。	212	7	30～ 49
2019	1	2 ～ 4	被災者は、船内にコンテナを運ぶトレーラーの誘導係をしていたが、運転者が運転していたトレーラーを誘導（後方）していたところ、当該トレーラーの荷と被災者の後方に設置していたコンテナの間に胸部を挟まれて、倒れていた。近くで足巻き作業を行っていた同僚と運転手が倒れていた被災者に気付いた。被災者と運転者は、別事業場の労働者。	221	7	100 ～ 299
2019	1	2 ～ 4	被災者は、船倉で壁の石炭をかき落としていたところ、後退してきたブル・ドーザーに激突され、死亡した。	141	6	10～ 29
2019	1	10 ～ 12	ガントリークレーンを用いてコンテナを船へ積み込む作業中に発生したものの。船にコンテナを積み込んだ後、つり具のロックが解除されていない状態で巻き上げたため、つり上げられたコンテナが揺れ、被災労働者に激突し、隣接するコンテナとの間に頭が挟まれたもの。被災労働者は一時退避していたが、コンテナ設置後に、つり具のロックが解除されてつり具とコンテナが切り離されたと思い、退避場所より顔を出したところ被災した。	211	6	50～ 99
2020	8	8 ～ 10	被災者は、着岸した船舶からガントリークレーンを用いて、荷であるコンテナを地上に降ろす際の補助作業（コンテナ移動後のコンテナ倒壊防止金具の取り外し作業）を行っていた。2段目コンテナの金具を取り外した後、2段目コンテナ横に設置されていた作業構台（高さ5・3メートル）から、1段目のコンテナ上に移動する際に、何らかの理由により作業構台から、作業構台下の甲板に墜落し、後刻死亡したものの。	419	1	30～ 49
2020	6	10 ～ 12	岸壁に接岸した本船の揚貨装置を用いて、本船に横付けしたはしけ船に積み込まれたスチールコイルを本船に積み込む作業において、被災者はコイルの玉掛け作業を行っていたところ、吊り上げていたコイルが振れて被災者がコイルの間に挟まれ、脳死状態となっていたが、後日死亡が確認された。	215	7	100 ～ 299

2020	2	8 ～ 10	<p>接岸した貨物船に積まれたコンクリート製板72枚（重さ15トン／枚）を、岸壁の移動式クレーンにて、陸へ降ろす作業を行っていた。船内は、玉掛者4名、やぐらの解体3名の計7名で当該作業を行っていたところ、積み荷のコンクリート製板が荷崩れを起こし、やぐらの解体作業員2名が下敷きになった。1名はその場で死亡が確認され、もう1名は両足を挟まれ重傷。</p>	611	5	50～ 99
------	---	--------------	--	-----	---	-----------

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。